

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

特別徴収税額を納入する際、郵便局を利用する場合は、当市の取扱局として指定しなければなりません。右の「指定通知書」に利用されるゆうちょ銀行・郵便局名を記載のうえ、当初納入するときに、そのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

なお、前年度利用の指定郵便局等は、本年度も引き続き利用できますので提出の必要はありません。

キ
リ
ト
リ
セ
ン

年 月 日

ゆうちょ銀行店長
郵便局長様

山梨県 中央市長
(公印省略)

郵便局指定通知書

地方税法第321条の5第4項の規定により、貴店（局）を本市の市県民税（特別徴収税額）納入取扱店（局）に指定したので通知します。

- | | | |
|---|--------|------------------|
| 1 | 口座番号 | 00230-8-960635 |
| 1 | 加入者名 | 山梨県中央市会計管理者 |
| 1 | 取りまとめ店 | ゆうちょ銀行横浜貯金事務センター |